

富士川中流地域森林計画の樹立について

● 1 樹立に係る現在までの手続き

令和元年 10 月 31 日に第2回森林審議会を開催し、計画案について審議を行い、承認を得たことから、次の手続きを実施した。

- 縦覧(森林法第6条第1項:都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供しなければならない。)

縦覧期間:11月8日～12月2日

縦覧場所:峡南林務環境事務所

- 意見聴取(森林法第6条第3項:都道府県知事は、縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、関係市町村長及び関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。)

意見聴取期間:12月3日～12月12日

- 意見聴取(「森林法の運用について」(林野庁長官通知):地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。)

意見聴取期間:12月3日～12月12日

● 2 縦覧・意見聴取で寄せられた意見

縦覧・意見聴取	意見	地域森林計画の修正
縦覧	意見なし。	なし。
意見聴取 (市町村)	意見なし。	なし。
意見聴取 (関東森林管理局)	意見なし。	なし。
意見聴取 (関東経済産業局)	意見なし。	なし。

● 3 地域森林計画書案の修正点

前回審議会における意見や農林水産大臣への計画書協議手続きに先立つ林野庁との事前調整による意見を踏まえ、また、一部の語句表記に錯誤等があったことから、計画書案について次の修正を行った。

計画書 該当頁	意見等	地域森林計画の修正
5	見出し「計画区内の人口は約6万人で減少している」 (語句の修正)	平成27年度国勢調査において52,711人であることから「約5万人」に修正
5	見出し「中部横断自動車道の建設、早川・芦安連絡道路の計画が進んでいる」 (語句の修正)	工事用道路等の建設が着手されていることから、より正確な記載とするため「計画」→「建設」に修正
9	本文2行目「 <u>独立行政法人 森林総合研究所 森林農地整備センター</u> 」 (語句の修正)	名称変更に伴い「 <u>国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター</u> 」に修正
20	森林の機能区分に二酸化炭素吸収機能を記載しないのか (前回審議会における意見)	二酸化炭素の固定などの地球環境保全機能については、属地性のない機能であることから当該機能区分には含めていないため、表の欄外にその旨を注記
21の表 他全14 箇所	「自然的条件」及び「立地条件」の語を「自然条件」とされたい (林野庁事前調整)	全国森林計画の表現に合わせて、意見のとおり修正
31	コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努める旨を追記すること (林野庁事前調整)	県として取り組むこととしていることから、全国森林計画の表現に合わせて、意見のとおり追記
31	天然更新の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の天然更新をすべき時期については、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものであることを追記すること (林野庁事前調整)	市町村森林整備計画の位置付けを明記するため、意見のとおり追記
39	見出し「(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針」と修正すること (林野庁事前調整)	地域森林計画の事務取扱いの運用に関する通知(林野庁)の表現に合わせて、意見のとおり修正
40	本文2行目「木材の搬出を伴う間伐」について、木材の搬出は間伐に限らないことから、表現を見直すこと (林野庁事前調整)	全国森林計画の表現に合わせて、下線部分を削除

51	本文 23 行目「鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣害による森林被害や対象鳥獣以外の防止の方法の実施状況の確認については」と修正すること (林野庁事前調整)	全国森林計画の表現に合わせて、意見のとおり修正
52	本文 10 行目、「市町村等が」としている部分について、「等」をより具体的に明記すること (林野庁事前調整)	全国森林計画の表現に合わせて、「市町村、森林組合、森林所有者等が」と修正
66	見出し「保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法」と修正すること (林野庁事前調整)	地域森林計画の事務取扱いの運用に関する通知(林野庁)の通知の表現に合わせて、意見のとおり修正

● 4 今後の手続き

森林法第6条第5項に基づく農林水産大臣への協議を行い、同意を得て計画が決定し、公表する。